「通いの場」備品購入・改修費補助のご案内

桑名市では、「通いの場」に登録された団体に対し、基準を定めて、 「通いの場」備品購入・改修費の補助金を支給します。

1. 補助の基準とは

補助の対象となる団体は、「通いの場」の運営を開始した後、3ヶ月が経過し、 かつ、3回以上活動を行なった団体とします。

- ☆ 具体的には、次のような要件があります。
- ◆ 備品購入費の補助金は3万円を上限とし、1回限り
- ◆ 改修費の補助金は10万円を上限とし、1回限り (ただし、桑名市の施設は、対象外です。)
- ◆ 桑名市の予算額の範囲内で先着順
- ☆ 具体例は、次のとおりです。
 - 1. 備品購入費
 - ・CD ラジカセ
 - •液晶ディスプレイ
 - ・パソコン
 - ・DVD プレーヤー
 - •血圧計
 - 椅子等

(「通いの場」で使用し、長期間の使用に耐えうるもの)

2. 改修費

- ・手すりの取り付け
- ・床段差の解消(スロープの設置等)
- ・ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更
- ・引き戸等への取替え
- ・洋式便器への便器の取替え 等の改修費用 (高齢者を安全かつ身体的負担の少ない方法で「通いの場」の 施設を利用できるようにするもの)
- ※ 次の場合は、補助金の交付の決定を取消し、返還を求めることがあります。
 - 1. 補助金を交付の目的以外に使用したとき
 - 2. 備品購入あるいは改修を中止したとき
 - 3. 補助金交付後1年以内に改修した施設を使用しなくなったとき
 - 4. 補助金申請、報告、施行に不正な行為があったとき
 - 5. 補助金交付後1年以内に団体が解散したとき

2. 申請の流れ

補助を希望する団体は、補助金交付申請書に必要事項を記入し、 下記の必要書類を添付して、市役所の窓口に直接、持参してください。

① 補助金申請

申請者

市役所

(福祉総務課)

提出書類

- •補助金交付申請書(様式第1号)
- ・見積書(内訳の分かるもの)
- •活動実績報告書(様式第2号)
- ・改修前の写真(改修の場合)(撮影日の分かるもの)
- 承諾書(様式第3号)(改修の場合)

② 補助金交付決定(不交付決定)

申請者

補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)

市役所

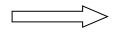
(福祉総務課)

③ 備品購入、改修実施

補助金交付決定通知書(様式第4号)を受領後に備品購入(改修)していただきます。

④ 実績報告、補助金の請求

申請者



市役所

(福祉総務課)

提出書類

- ·補助金実績報告書(様式第7号)
- ・備品購入・改修費の領収書
- ・購入物品あるいは改修後の写真(撮影日の分かるもの)
- •補助金交付請求書(様式第8号)

⑤ 補助金の振込



桑名市が補助金実績報告書を受理後、申請者に補助金を振り込みます。

※ 申請書は、下記窓口にあります。

桑名市役所 保健福祉部 福祉総務課

☎ 24-1228

中央地域包括支援センター 🏗 24-5104

地域保健課

☎ 24−1182